

村の世帯・人口

昭和48年11月30日現在

総世帯数 2,424戸

人 口 11,312人

男 5,704人

女 5,608人

当月の人口移動

出生 16 死亡 1

転入106 転出 85

婚姻 8 離婚 0



はらに報広

発 行 所

西 原 村 役 場

電話 (098995) 2401

2582・2583

印 刷 所

桑 江 印 刷 所

電話 (098995) 2365

一、村政情報

- ① 年 頭 の 辞 1
- ② 第十回議会定例会終る 1
- ③ 村産業展示即売会賑わう 2
- ④ ヘリ、再び本村に墜落 2
- ⑤ 恒例の出初式 3

二、村民の広場

- ① 才末助け合い運動、目標突破す 4
- ② 白ゆり保育所、防火訓練 5
- ③ 歩こう、歩こう運動大成功 5
- ④ 第一回新春マラソン大会 5

三、告知板

- ① 福祉年金はこのように変わりました 6
- ② 通勤途上災害保護制度について 6
- ③ 児童手当の受給資格が変わります 7
- ④ 公害シリーズ② 8

となりにも声かけあって よい防火。

年 頭 の 辞

村 長 宮 平 吉 太 郎



謹んで
新年のご
挨拶を申
し上げま
す。

昭和四
八年度は
歴史的な多事多難のうちに過ぎ去り、
ここに輝やかしい希望に満ちた昭和
四九年の新春を迎えましたことを、
心からお喜び申し上げます。

これまで村の発展と住民福祉の向
上のために当面する諸事業の遂行に
微力を傾けてまいりましたが村民の
深いご理解とご協力、かつ議会の絶
大なるご支援によりまして大きな成
果をあげ、目的を達成することがで
きました。

このことに對しましては心からお
礼申し上げます。

去年の本村における主な事業をふ
り返って見ますと、土木、清掃教育
等の事業及び施設に大きな躍進を示
しております。

まず道路、排水面におきましては
逐年整備されつつありますがとくに
清掃面におきましては本村と与那原
町が清掃施設組合を設立し、すでに
両町村共同による最新の設備を持つ
じん芥処理場の完成を見、加えて、
し尿処理工場の完成をも間近にせま
っているということは、住民福祉の
向上面からまことに喜ばしい限りで
あります。

教育施設におきましては、中学校
の特別教室を初め学校給食共同調理
場の完成を實現し、かねてより念願
の中学校体育館の建設も去年九月一
日に着工し、本年の五月末完成を目
標に、現在、工事が着々と進められ
ております。

ご承知のとおり、本村は、人口の
増加及び産業の進出が近年著しく、
都市化の波が順に激しくなってきた
おります。

しかし、日々、発展し、新しい飛
躍が期待される反面、いろいろな社
会問題が生じてきていることも事実
といえましょう。

こうした都市化現象の進展に伴う
問題は、近く設定される市街化区
域、市街化調整区域の線引きにそっ
て、具体的な都市施設の整備及び農

業基盤の整備をはかることによって
逐次解決して行きたいと考えており
ます。

村当局といたしましては、こうし
た。本村の現状を適確に把握し、こ
れまでの躍進の上に立って、村民の
日常生活に密接な関連を有する諸事
業と人間優先の村政を積極的に押し
進めて行きたいと存じます。

私達は、昭和四九年こそは、村の
躍進の年として、全職員が一丸とな
って住民福祉のため、職務に精励す
る決意を新たにし、村民の皆様の信
託に答える所存であります。

村民の皆様の、良きご指導とご支
援を賜りますようお願いし、お願い
し上げるとともに、皆様方の御多幸
と躍進を心から祈願致しまして新年
のご挨拶と致します。

第十回議会定例会終る

▲寄附採納（村長提出議案第三六五
号）：原案可決

▲寄附採納（村長提出議案第三六八
号）：原案可決

▲西原村職員給与に関する条例の一
部改正（村長提出議案第三六一
号）：原案可決

▲西原村特別職の職員で非常勤のも
の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部改正（村長提出議案第三
六二号）：原案可決

▲昭和四八年度西原村一般会計補正
予算（村長提出議案第三六三号）
：原案可決

▲昭和四八年度西原村国民健康保険
特別会計才入才出決算（村長提出
認定第十九号）：認定

▲昭和四十七年度西原村一般会計才
入才出決算（村長提出認定第十八
号）：認定

▲さとうきび価格の生産費及び所得
補償方式の實現に関する要請決議
：決議

▲昭和四八年産さとうきび生産者価
格に関する要請決議：決議

去る十二月二四日から二七日の四
日間の会期で昭和四八年度第十回議
会定例会が開かれました。

今議会に上提された案件は、全部
で十四件で、審議結果は原案可決八
件、決定一件、認定二件、決議二
件、委員会付託（閉会中の継続審
査）一件となっております。

議案の内容と審議結果は次の通り
です。

▲与那原町、西原村清掃施設組合の
一部改正（村長提出議案第三六六
号）：原案可決

▲西原村議会の議員の定数を減少す
る条例の制定（村長提出議案第三
六〇号）：委員会付託

▲選挙管理委員及び補充員の選挙：
決定

▲西原村国民健康保険条例の一部
改正（村長提出議案第三六七号）
：原案可決

▲昭和四八年度西原村国民健康保険
特別会計補正予算（村長提出議案
第三六四号）：原案可決

盛況の村産業展示即売会



「なる程ネー、立派な つけ物だネー」

＜産業祭より＞

盆栽、手工芸

品、その他が同時に展示され、お年寄の方々もまだま

だ、元氣旺盛な所がみられ

たことである。手造りの

三味線、ネク

タイ、車棒があるかと思

うとカボチャ、

きゅうり、ト

ウガ、等とバ

ラエティーに

富み参観者の

眼を楽しませ

た。それに老

人クラブの活動の足跡を、写真でつ

づった紹介も、仲々の好評を博し

た。

個人的な写真展なども、会場の一

隅を使って行なわれ、例年になく活

久）その他入賞七名。

優秀賞：ガーベラ―新垣盛吉（兼

▲花卉盆栽の部

▲農産物の部：出品七〇点

優秀賞：ピーマン―与那嶺次郎

（嘉手刈）カボチャ―泉川寛栄（上

原）キャベツ―屋良朝弘（上原）

（農協長賞）：キムリ―小波津三

郎（小波津）大根―稲福恭仁（上

原）その他入賞十五名。

去る十二月一日から二日にわたって、昭和四八年度西原村産業展示販売会が、村役場において開かれた。年ごとに、質量ともに向上の一途にある村産業展示即売会は、村が主催し、西原村農業協同組合と村普及事業連絡協議会が協賛し催しているもので農業従事者をはじめ各界から好評を博している。出品物は、農産物、農産加工品、手工芸品、花卉盆栽等に分かれ、審査は、農産物以外が十一月三〇日午後二時から、農産物は十二月一日午前十時三〇分から行なわれた。

各部門の出品物が、いろいろと出品者の努力の足跡を思わせるものばかりで、参観者の眼はもろろのここと、審査にあたった方々もどれも、優秀つけがたく困ったという表情だった。

審査のあと、二日面にわたって一般参観が行なわれ、のべ五〇〇名余の参観者で大にぎわいだった。

今年の産業展示即売会で、とくに変わったことと言えば、村老人クラブの方々がコッコツと手がけてきた

へり、再び本村に墜落

死者 3名 重傷者 2名



炎上する米軍ヘリコプター

無惨！

去る十二月五日午後三時十五分ごろ、小那覇二五〇番地に、普天間第一六四海兵隊所属のCH-46中型ヘリコプターが墜落炎上し、塔乗員三名が死亡、二人が重傷を負うという恐ろしい事故が発生した。

※同事故は、前に池田に不時着した事故より、まだ二カ月ちょっとに起こったもので我々村民の受けたショックの程も大きい。

考えてみると、事故の起きた日はひんばんにヘリコプターの爆音が頭上から聞こえ「もしかして……」と思っていた矢先のことだけに村民の怒りもひとしおではない。

あれ程、我々、住み地域からの訓練飛行を二度とやるなという強い抗議を受けながら、再び事故を起こした米軍当局に対して、村当局はもちろん、村議会も翌、六日に急きょ臨時議会を開いて抗議を決議した。

事故現場は南西石油貯蔵タンク群から千メートル程しか離れておらず、すぐ十メートル近くでは五・六名の労働者が建設作業を行っていた。しかも附近はすべてキビ畑で、これが、もし製糖期の事故だったら……と考えると身の凍るような事故だった。

さっそく宮平村長をはじめ親泊議長及び議員団、それに労組団体の代表およそ二〇名が普天間マリン航空基地と防衛施設部沖縄事務所に行き次のように厳重な抗議を行なった。

戦斗用ヘリコプター墜落事故に関する抗議

十二月五日十五時十五分頃、本村字小那覇南西石油近くにアメリカ軍在沖普天間海兵隊所属のヘリコプター墜落事故に対し全村民の名の下に怒をこめて以下厳重に抗議する。

去った九月十九日にも本村池田のキビ畑に同海兵隊のヘリコプターが不時着事故を起し、村民に大きな損害と生活不安を与え、このことが脳裏から消え去らない矢先、又このような死傷者を出す重大事故を繰り返したことは、米軍当局が沖縄を戦場化した軍事優先政策と県民の生命軽視

を暴露したものである。

墜落現場に隣接して巨大な石油ターミナル基地をはじめ、各種企業の工場や農耕地があり、あわや大惨事となることであり、再度の事故にいよいよ村民を不安と恐怖におとし入れ、安心して生活できない状況におい込んでいる。

度重なる米軍の事故に対し我々は厳重に抗議し強い反省を求めてきたが、その効果がないことは、誠に残念である。このことは県民を愚弄するもので腹の底から覚えるものであり、断じて許すことはできない。

こうした事故は、人命尊重を二義的にとらえるアメリカの軍事優先政策が続く限り後をたたないものであり、我々は軍事基地の即時撤去を強く

恒例の出初式

去る一月六日、午前七時から恒例の西原村消防団（団長与古田光順）の出初式が行なわれました。

朝やけの沈黙を破って消防車のサイレンの音も高く、行なわれた出初式は、今年も団員二〇名が一丸となつて、村民の生命と財産を守るため

く要請し世界恒久平和を訴え、米軍の非人道的行為に対して強い反省を求めるものである。

このような事故が度々起るようでは、村民は安心して生活できない。

「村民の心からの叫びを真面目に聞け」、生命と財産が危険にさらされ生活不安の中にある全村民の名の下に右再度強く抗議する。

同時に係る事故によって生じたすべての損害に対してすみやかに適切な処置を講ずるよう強く要請する。

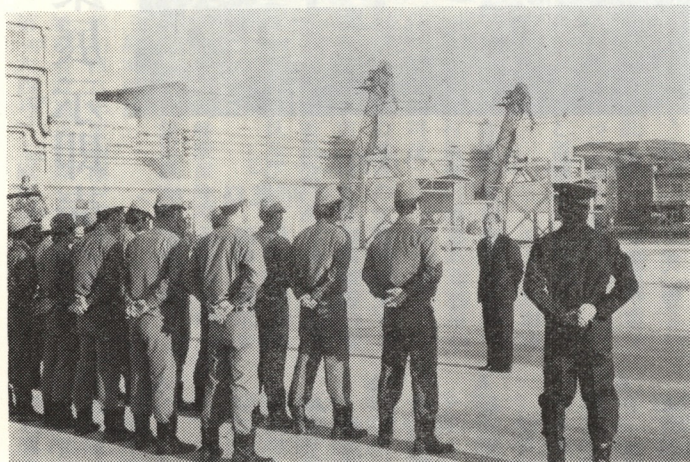
昭和四十八年十二月六日

西原村長 宮平 吉太郎

普天間マリン航空基地

司令官海兵大佐

G、L、リーソック殿



村長の訓辞に聞き入る団員

消防団長

「訓示」

輝かしい昭和四十九年の新春を飾る消防出初式に当り謹んで新年のお喜びを申し上げると共に、本村消防団員各位が旧年中、火災事故、急病から住民の生命財産を守るため積極的なご協力と活躍に對し厚くお礼申し上げます。

さて、昨年における村消防の一年を振り返って見ますと、地方公共



一瞬、緊張がただよう

団体として最も重要な施策である全住民の生命と財産を事故、急病、大災等あらゆる災害から守る救急態勢を確立するため、常備消防職員の増員を行ない、常勤体制の強化に力を入れた年でありました。

村消防団員一同、村長の消防組織機能を円滑にするためのご協力に對して深く感謝申し上げます。

本年度も、なお一層、消防力の強化拡充を図る意味で、消防法で言う国家認定の救急車の購入を村では、すでに計画されており、年々消防力が強化される事は、消防の業務をあずかる団員一同心強く思うと同時に村民と共に喜びにたえません。

今年も昨年以上に団員一同、益々一致団結し村民に信頼される消防として努力する決意でございます。

又、団員各位には、公務上、多忙な仕事をかかえながら、昨年は団員の技術の向上を目標に、訓練の実施、救急業務の救急法の講習会の参加、沖繩国体の開催に当っては会場の整備等に率先してご協力下さり、団長として心から感謝を申し上げ、敬意を表するものであります。

さて、昨年の本村で起った火災救急業務等の出動並びに被害状況を見ますと、火災十三件、被害額五十八万一千円となっております。家畜火災状況を種別に見ますと、家屋二件その他の建物三件、原野八件となっております。

昨年の十三件の発生は、一昨年、昭和四十七年の二十四件、被害額百

十三万二千円に比較すると減少しておりますが、与那原地区消防協会内の町村と比べた場合、決して少ない数ではありません。

今年もなお一層、消防力の強化拡充と、住民に対する防火思想の高揚を図り、予防消防に力を入れ火災の軽減につとめて行きたいと思ひます。

次に救急業務の出動状況ですが急病人七十八件、事故者三十四件、計百十二回出動しております。それか

村民の広場

昭和四八年歳末助け合い運動のご協力ありがとうございました。

事業所ならびに地域住民の温かい支援とご理解により多大の成果をあげることができました。

皆様から寄せられた心のこもった義援金で、ひとり暮らし老人へ、コタツ二十一台と困窮家庭新入学児童へランドセル二つを送ることができました。

村広報を通じて、心からお礼申し上げます。

御協力いただきました団体及び村民は左記のとおりです。

義援金総額は、四十万四千六百六十円でした。

らしますと、交通事故で救急病院へ搬送されるのが四〇パーセントも占めております。

救急業務関係で、特に交通事故都市地域での交通混雑でいらだったドライバーが、わりとスピードの出しやすい国道三二九号、あるいは県道三八号線の本村をとるコースに入ってから、交通混雑の解放感から、スピードを出したり気がゆるんだりにして、車同志の衝突を起すというケースが考えられます。

村内の交通事故の防止についても今後、管轄署に協力して行きたいと考えております。

村当局におかれましても交通事故から歩行者を守る立場から、歩道橋の早期実現、信号機等の設置計画を立てていただきますようお願い申し上げます。

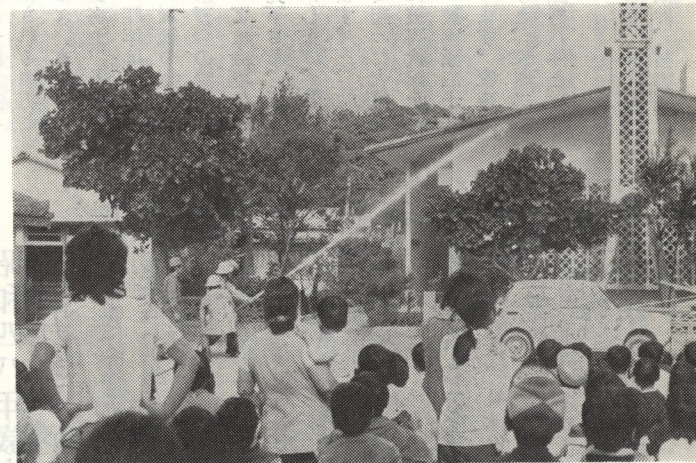
最後に本年も団員各位が健康で平和で豊かな年でありますよう祈願して団長の挨拶とします。

昭和四十九年一月六日

出初式 団長 与古田光順

村民一般有志から	¥	169,000
南西石油	¥	60,000
拓南商事	¥	50,000
村役場	¥	42,000
西原村社会福祉協議会	¥	30,000
西原中学生徒	¥	22,028
公明党与那原支部	¥	11,632
村役場ボーリング愛好会	¥	10,000
金秀鉄工	¥	10,000

西原しらゆり保育所 防火訓練



放水の訓練に見入る園児たち……

去る十二月十七日午後二時に、西原しらゆり保育所（新川広子園長）で、防火訓練が行なわれました。

時ならぬサイレンの音に附近住民はもとより、園児たちもビックリ。火災発生の知らせと同時に村消防車が到着するまでに用した時間は、五分、とかなりの迅速さを見せ、ま

ずまずの成果をおさめました。園児たち動きも先生の指示に従ってテキパキとし訓練の万全さを思わせました。園児たちは身近にみる消防車に強い関心を示しとうとう、放水の見学までさせてもらい「うわー スゴイヤ」と目を輝やかせていました。



村教育委員会主催

「歩こう、歩こう」運動大成功



足どりも軽く 歩こう、歩こう

去る十二月十六日、午前九時半から、第一回村民「歩こう、歩こう」運動が行なわれました。

コースは、役場前↓兼久↓我謝↓ゴルフ場↓池田↓幸地↓翁長↓（坂田小で昼食）↓棚原↓千原↓上原↓内間↓村役場前の約十五キロメートル。

初の歩こう歩こう運動とあって主

催側では、どのぐらいの村民が参加するか心配顔でしたが、その日はおり良く天気にもぐまれ、二百名余の参加者となり大盛況でした。

大人子供を問わず自動車を利用する生活が、常識となっている今日、自分の足で、一步一步、歩くことによって感じる充足感はひとしおだろう。しかも、単に歩くことによる充足感というだけではなく、急激に変ぼうをとげていく、自分たちの村の実状を、じっくり見、考えて行くという学習にもなり、「歩こう、歩こう」運動の意義は実に大きいものです。

村教育委員会のこう言う主旨に賛同する団体は多数にのぼり、後援として道芝会、運玉会、西原村農協、比嘉コンクリート工業（株）、宮平スポーツ書房、西原、与那原地区銀行協会、沖縄タオル工業（株）等が協力しました。

村教育委員会では第一回の村民「歩こう、歩こう」運動の成功に力を得て、毎年行事としての取り組みに自信を強めています。

第1回 新春マラソン大会終る

連催
村主

さわやかな寅年の元旦、村青年連合会主催の第一回新春マラソン大会が、村役場前↓字徳佐田入口の折り返し、七、〇〇〇メートルの距離で行なわれました。

第一回目とあって大会の準備のいたらなさ等もあって、参加選手は十八名と少なかったが、全員完走というすばらしい内容で新春マラソンをかざりました。

第一回大会の優勝者は、内間出身の大城正広選手で記録は二七分二三

告知板

秒。同選手は長距離の好ランナーとして、村内では広く知られているス

ポーツマン。

次回から、盛り上がりのある大会

が大いに期待されます。

福祉年金はこのように変わりました

福祉年金は、国民年金に加入したけれども、加入期間が短かったために一定の期間保険料を納める前に老齢、障害、死亡といった事態にあった人や、昭和三十六年に国民年金が発足した当時、すでにそういう状態になっていた人に全額国庫負担で支給される年金です。

この福祉年金の額も、今回の改正で、昭和四十八年十月一日から図のように引き上げられました。

▼谷間の年齢層に特別給金

国民年金の老齢年金は保険料を二十五年以上納めて六五才からもうることになっていますが、すでに説明したとおり国民年金が発足したと当時、すでに高齢だった人は六〇才までに二十五年間が加入することができないため、加入期間が短くても老齢年金が支給される特例が設けられています。

とくに、明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までの間に生

れた人は、任意加入とされ、十年間保険料を納めれば老齢年金を受けることができることとされました。

さらに十年年金に加入しなかった人、この年齢層の人には、その後、五年間保険料を納めて、年金をもらう道が開かれました。

国民年金の発足当時、十年年金に任意加入した人については、すでに昭和四十六年五月から（その後には六十五才に達した人はそのときから）支給が開始されています。

これに対して、すでに七〇才に達している人は老齢福祉年金を受けているわけです。

しかし、明治三十九年四月一日以前に生まれた人は、拠出制の年金への加入の道も閉ざされていますので老齢福祉年金を受けられる年齢は七〇才になるまで、どこからも年金を受けないことができません。いわゆる年金の谷間の状態にあるわけです。

通勤途上災害保護制度について

労災保険では、従来から労働者の業務災害に対して補償を行なっていますが、このたび労災保険法の一部が改正され、昭和四十八年十二月一日から、通勤災害についても労災保険から保険給付されることになりました。

この通勤災害は、業務災害のように使用者の支配管理下において発生した災害ではありませんので、業務災害の取扱いは違いがあります。

▼「通勤災害」とは……

通勤災害とは、通勤による負傷疾病、障害または死亡をいいますが、

そこで、今回の改正で、この年金の谷間を埋めるため、年金のとり残された年齢層（現在六十八～六十九才）に対して、老齢特別給付金が支給されることになりました。

▼明治三十九年四月一日以前に生れた人を対象

この老齢特別給付金は、明治三十九年四月一日以前に生まれた人に昭和四十九年九月一日から、老齢福祉年金をもらえる年齢（七〇才）に達するまでの間、年額四万八千円（月額四千円）支給されます。

ただし、この特別給付金は、老齢福祉年金をもらえるようになるまでのつなぎとして支給されるものですから、すでに障害者であるために老齢福祉年金をもらっている人に支給されないのもちろんのこと、厚生年金など他の公的年金制度から年金をもらっている人や所得が多い人などには、老齢福祉年金と同じ基準で支給がさしとめられます。

老齢特別給付を請求する手続も老齢福祉年金と同様に「裁定請求書」を市町村に提出して行ないます。※用紙は村厚生課の係に備えてあります。利用して下さい。

この通勤とは、次の要件をみたす往復行為であることが必要です。

- ① 労災保険の適用事業に使用される労働者が、業務につくため、又は業務を終了したことにより行なう住居と就業の場所との往復行為であること。
- ② 自宅等の住居と工場等の就業の場所を始点・終点とするものであること。
- ③ 通勤の経路及び方法が社会通念上合理的であると認められること。

- ④ 通勤経路からの迂回等の逸脱中

従来の福祉年金の状態

年 齢	年 金 の 種 類	支 給 の 状 態
62才～67才	10年年金 → 老齢年金 5年年金 → 老齢年金	昭和46年5月から支給
68才～69才	何ものなし	支給なし
70才 以上	老齢福祉年金	70才以上すべてに支給

年金の間
谷

断がないこと。逸脱・中断があった場合には、その間および、その後の往復行為は通勤に含まないこと。たとえば通勤の途中で経路からはずれたり、友人と長時間にわたり麻雀等を行なった場合は、逸脱・中断となります。ただし、その逸脱・中断が日常生活上やむを得ない必要最少限度の行為、すなわち日用品の購入等である場合にはその間を除き通勤とされます。

なお、業務の性質を有する通勤たとえば、事業主の提供とする専用交通機関を利用しての通勤にしては、通勤災害としてではなく、従来どおり業務災害として取り扱われます。

▼「一部負担金について……」

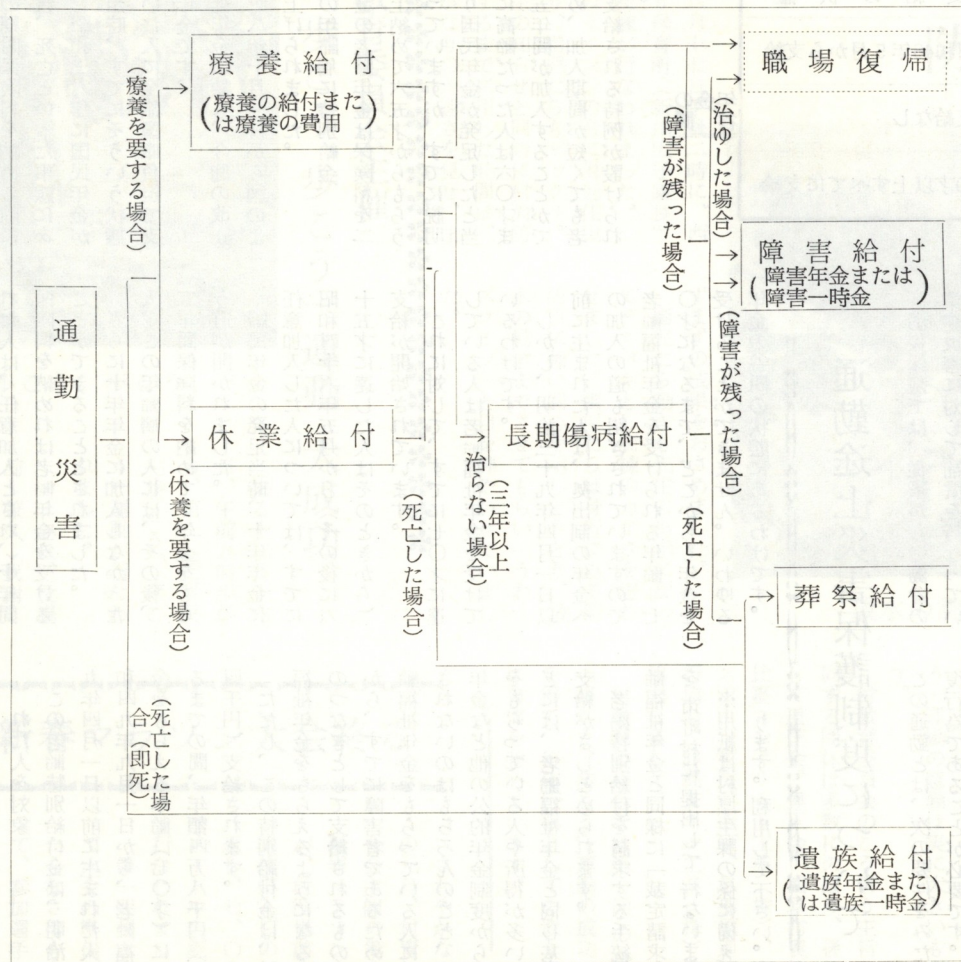
通勤災害を被り療養給付を受ける労働者は二〇〇円（ただし日雇健康保険の被保険者は五〇円）の一部負担金を政府に納めていただきます。一部負担金は、納入告知書により納めていただくこととなりますが療

養給付のほかに休業給付又は療養の請求があった場合にはその支払いの際に一部負担金を控除します。

ただし、第三者により被った災害の場合、療養三日以内で死亡した場合及び同一傷病で再度請求するとき（転医・再発の場合等）には一部負担金を納入する必要があります。

※なお、詳細については沖縄労働基準局電話〇九八八―六八一三五五九、四四〇三）又は、もよりの労働基準監督署にお尋ね下さい。

「保険給付の種類と内容」



児童手当の受給資格が変わります

児童手当は、日本国内に住所を有する日本国民が、一定の受給資格を満たすことによって支給されるものですが、昭和四十九年四月から、受給

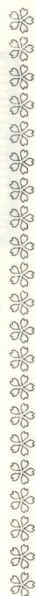
資格の一部が改正されることになりました。

従来は、十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのうちの一人

以上が昭和三十八年四月二日以後に生れた児童であること、となっておりましたが、これが、十八才未満の児童を三人以上養育しており、そのう

ちの一人以上が義務教育終了前の児童(昭和三十四年以後に生れた児童)であること、と改められます。これによって支給の対象が広がることになります。

村厚生課では、現在その受付を一



公害シリーズ (二)

は石油コンビナートから出るイオウ酸化物のせいです。

次に「ばい煙等」という言葉で公害の原因をなすものを包括的に定義し広く規制の対象としてあります。

条例文は次のとおりです。

ばい煙等とは、ばい煙、ガス、汚水(廃液を含む)、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下および土壌の汚染をいうとなっています。

前回到引き続き今回も西原村公害防止条例にそって話を進めていきたいと思います。

では西原村公害防止条例に定議されている「ばい煙」について考えてみましょう。

一般に煤煙といえば、燃えがらやすすの混ざった真黒くてもうもうとした煙を思い出します。二、三年前までは西原村も十二月から三月ごろの製糖期になると、中部製糖工場の煙突から前に述べたような煙がもうもうと出て、村民は、もとより、風むきによっては知念半島当りの住民までも被害をこうむりました。

工場付近の民家は煤煙で窓もあけられず、洗濯物を干しても乾くまでには黒くよごれるとか、庭や畑には数ミリメートルも燃えがらが積るといふぐあいにそれはひどいものでした。しかし現在では工場のボイラーに立派な集塵装置が取り付けられているものではやそういったことはありません。

ところで現代の大気汚染公害は目に見える物質だけではなく、目に見えない所のイオウ酸化物です。それで公害の防止条例では煤煙の定義の中に特にイオウ酸化物という一語を強調して書き込んであります。

ばい煙とは燃料その他の燃焼に伴い発生するイオウ酸化物および燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生する、すす、その他の粉じんをいう、となっています。

イオウ酸化物の主成分は二酸化イオウ(亜硫酸ガス SO_2)と三酸化イオウ(無水硫酸 SO_3)です。イオウ酸化物を排出する工場はボイラーの燃料として主に重油を使用しています。重油にはA、B、C、と三種類あり、特にC重油はイオウ含有率が高く、重量比で三・五%以下と定められているのもあります。

イオウ酸化物はばい塵や粉塵などと一緒になるときわめて危険なものとなり、慢性気管支炎を引き起します。四日市喘息として知られる公害

